

別表 成分検査分析項目表

項目	種類	燃え殻	汚泥(埋立)	汚泥(焼却)	廃油	銻さい	ばいじん	自動車等破砕物	備考
一般	pH	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	1) 表中の記号の説明。 ▲ 抽出試験 ◆ 含有量試験 ● 溶出試験 ※必須項目は、黒塗。 任意項目は、白抜き。
	熱しゃく減量	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	
	n-ヘキサン抽出物質	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	
	含水率(水分含有率)	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	
	COD	●	●		●	●	●	●	
	窒素	●	●		●	●	●	●	
	低位発熱量			◆					
有害項目	カドミウム又はその化合物	●	●	●	●	●	●	●	2) 産業廃棄物処理物は、処理以前の産業廃棄物の種類における項目。
	鉛又はその化合物	●	●	●	●	●	●	●	
	六価クロム化合物	●	●	●	●	●	●	●	
	砒素又はその化合物	●	●	●	●	●	●	●	
	セレン又はその化合物	●	●	●	●	●	●	●	
	水銀又はその化合物	●	●	●	●	●	●	●	
	アルキル水銀化合物	●	●	●	●	●	●	●	
	シアン化合物		●	●	●			●	
	有機燐化合物		●	●	●			●	
	ポリ塩化ビフェニル (PCB)		●	●	●			●	
	(有機溶剤系)								3) 混合廃棄物については、含まれる産業廃棄物の種類における全ての項目。
	トリクロロエチレン		○	○	●			●	
	テトラクロロエチレン		○	○	●			●	
	ジクロロメタン		○	○	●			●	
	四塩化炭素		○	○	●			●	
	1,2-ジクロロエタン		○	○	●			●	
	1,1-ジクロロエチレン		○	○	●			●	
	シス-1,2-ジクロロエチレン		○	○	●			●	
	1,1,1-トリクロロエタン		○	○	●			●	
	1,1,2-トリクロロエタン		○	○	●			●	
1,3-ジクロロプロペン		○	○	●			●		
ベンゼン		○	○	●			●	4) アルキル水銀については、水銀又はその化合物が検出されたものに限る。	
1,4-ジオキサン	○	○	○	●		○	●		
(農薬系)									
チウラム		○	○						
シマジン		○	○						
チオベンカルブ		○	○						
ダイオキシン類	◆	◆	◆			◆			
水銀又はその化合物	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆		
									5) ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法に該当しないもので、かつ、ダイオキシン類が含まれるおそれがないものは除く。
								6) 汚泥(焼却)は、特別管理産業廃棄物に当たらないと確認できた場合については、有害項目は除く。	